

木更津市民総合福祉会館使用料無料及び使用料減免に係る審査基準、標準処理期間の基準

木更津市

改正 平成13年 5月11日

改正 平成22年 8月 1日

改正 平成26年11月25日

改正 平成15年12月15日

改正 平成23年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

1 審査基準

木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項及び木更津市民総合福祉会館管理規則第7条第2項に規定する使用料は無料、木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第16条に規定する使用料の減免については、次の審査基準により行うものとする。

(1) 使用料は無料とするもの

木更津市民総合福祉会館管理規則第7条第2項別表（以下「規則別表」という。）に規定するものは以下のとおりとします。

① 木更津市

② 木更津市社会福祉協議会

③ 君津郡市広域市町村圏事務組合

④ 木更津市がその活動に関与する団体

木更津市シルバー人材センター

木更津市民生委員児童委員協議会

君津地区保護司会木更津支部

木更津市赤十字奉仕団

君津地区更生保護女性会木更津支部

日本赤十字社千葉県支部木更津市地区

木更津市国際交流協会

⑤ 旧軍人軍属の戦傷病者、戦没者遺族の団体

木更津市遺族会

木更津市傷痍軍人会

⑥ 障害者の団体で、長期間にわたり活動を継続しその実績が明らかであるもの

木更津市身体障害者福祉会

木更津市車椅子友の会

木更津市視覚障害者福祉会

木更津市ろうあ協会

木更津市手をつなぐ親の会

木更津市友愛会

- ⑦ ボランティア等の団体であって、長期間にわたり活動を継続しその実績が明らかであるもの

木更津市シニアクラブ連合会

木更津市手話サークル

木更津市保育協議会

- ⑧ 市が申請できるものは以下のとおりとします。

○木更津市から委嘱を受けている。又は市より報酬を受け、本市における市民福祉の向上を目的とする活動を行うもの

木更津市青少年相談員連絡協議会

(2) 使用料を減免するもの

第16条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。（条例）
--

- (1) 使用料を免除するものは以下のとおりです。

- ① 地域福祉を目的とする活動

【運用】（例示）

「社会を明るくする運動」木更津市実施委員会が行う会議・研修

君津地区保護司会が行う会議・研修

君津地区更生保護女性会が行う会議・研修

木更津市ボランティア連絡協議会が行う会議・研修及びバザー

共同募金会木更津支会が行う会議・研修及び募金に伴う諸事務

青少年赤十字南部地区指導者協議会が行う会議・研修

福祉人材確保・定着君津地域推進協議会が行う会議・研修

「明るい社会づくり」が行う会議・研修

千葉県体育協議会君津支会が行う会議・研修

木更津市危険物安全協会が行う会議・研修

- ② 市内の小・中学校において、児童・生徒の支援となる活動

【運用】（例示）

木更津市PTA連絡協議会が行う会議・研修

- ③ 市民福祉の向上を目的とする学校教員による活動及び就学前児の育成・健全を目的とする活動

【運用】（例示）

木更津市校長会が行う会議・研修

君津地区教職員研究会（各部会含む）が行う会議・研修

千葉県保育協議会君津支会が行う会議・研修

- ④ 市民の体育の振興と体力向上を図ることを目的とする活動

【運用】（例示）

木更津市体育協会が行う会議・研修

- ⑤ 市民の安全・安心を目的とする活動

【運用】（例示）

木更津市防犯指導員協議会が行う会議・研修

木更津市交通安全母の会が行う会議・研修

木更津市交通安全推進協議会が行う会議・研修

- ⑥ 児童、障害者及び高齢者の福祉向上を図ることを目的とする活動

【運用】（例示）

君津地区介護福祉士会が行う会議・研修

君津郡市老人福祉施設連絡協議会が行う会議・研修

木更津市地域自立支援協議会が行う会議・研修

木更津市地域包括支援センター連絡協議会が行う会議・研修

木更津市ケアマネ研究会が行う会議・研修

音訳の会「しおさい」が行う視覚障害者のための「広報きさらづ」の録音・ダビング

社会福祉法人の団体が行う会議・研修

介護福祉チーム・ラボ木更津が行う会議・研修

- ⑦ 市が事務事業を遂行するにあたり、外部組織を通じて行う事業であり、かつ、その外

部組織の事務局を担っており事業を行っている活動

【運用】（例示）

港まつり実行委員会が行う会議・研修

木更津市各種婦人団体連絡協議会が行う会議・研修

みなと木更津うみ祭り実行委員会が行う会議・研修

豊かな森・川・海をつくる小櫃川協議会が行う会議・研修

木更津市長旗争奪少年野球大会実行委員会が行う会議・抽選会

(2) 使用料を減額するもの。

以下の団体については使用料を2分の1に減額します。

- ① 南房総県民センター（安房事務所を含む）地域を活動の場とする福祉団体。
- ② その他福祉に関する目的のため使用する市民以外も参加する団体と認められるもの。

2 標準処理期間

- (1) 規則別表に規定するものの標準処理期間は、1日とする。
- (2) 木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第13条に規定するものについては、7日とする。